

申請書の押印の見直しについて

手続きの簡素化による利便性向上のため、認定や保育利用申込に係る申請書等の押印を次のように見直しました。今後は、身分証明書等による本人確認を徹底します。

1. 押印を廃止する様式

- 教育・保育給付認定申請書兼現況届、施設等利用給付認定申請書兼現況届、保育利用申込書 等
⇒身分証明書等により本人確認を行います。

2. 署名または記名押印となる様式

- 重要事項確認書、診断書（医師による署名または記名押印が必要）

3. その他の対応となる様式

- 就労証明書・・・原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明書であることを確認できる書類等の添付があるときは、押印のないものも受付します。
詳しくは、下記「就労証明書の押印について」をご覧ください。
- 家内就労（内職）証明書・・・保護者の押印は廃止し、身分証明書等による本人確認を行います。
事業所証明欄の押印は必要です。

4. 本人確認書類について

申請者の マイナンバー（個人番号）確認書類 （いずれか1点）※新規申込の場合必要	申請者の本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書（1点で可）	その他本人確認書類（2点必要）
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付） （1点で可。本人確認書類不要） <input type="checkbox"/> 通知カード （別途本人確認書類必要） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等 （別途本人確認書類必要）	<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真あり） <input type="checkbox"/> 運転免許証または運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

※ 郵送の場合は、写しを提出してください。

※ 保育所等に提出する場合

○新規申込の場合（兄弟児が在園中の場合も含む）・・・写しを提出してください。

○入園している保育所等に認定変更の届出等を提出する場合・・・本人確認書類の提出は不要です。

就労証明書の押印について

原則として事業主の押印が必要です。

ただし、事業者が作成した証明書であることを確認できる書類がある場合は、押印を省略できます。

1. 事業者が作成した証明書であることを確認できる書類

- 企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの
- 本人名義の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し
※家族（被扶養者）は除く。国民健康保険は除く。
※健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。
- 直近1か月の給与明細の写し

2. 注意点

- 保護者が事業所名の記入されている就労証明書を事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときは、申請内容に虚偽があるものとして保育の実施を取り消す場合があります。
また、この場合、事業主の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当する場合には、各罪が成立するおそれがあります。
- 就労証明書の記載内容の確認のため、事業所に問い合わせる場合があります。